

# 選挙って 何だろう？

大切な選挙について  
知っておこう！



# 調べてみよう選挙

国には国民が選んだ議員で構成される国会があり、国の政治を決めています。

地方には、地方公共団体として都道府県と市町村があります。ここでも住民が選んだ議員で構成される地方議会があり、私たちの身近な事柄が決められています。

また、住民によって直接選ばれた知事や市町村長がさまざまな施策を実行しています。

このように、私たちは選挙を通じて、その意思を政治に反映させているのです。



## も く じ

政治の主役	3
政治と選挙	5
選挙権 <sup>かくとく</sup> 獲得の歴史	7
選挙の種類（国政選挙）	9
選挙の種類（地方選挙）	11
投票のしかた	13
若い世代の投票率	15
投票するために	17
寄附 <sup>きふ</sup> 禁止・選挙運動	19
神戸市の年表と歴代市長	21

「主権が国民に存する」とはどういう意味でしょう。



日本国憲法前文（ぬきがき）

「ここに**主権が国民に存**することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。」

国の政治のあり方を一部の支配者などが決めるのではなく、国民自身が一人一人を尊重しながら話し合いで決めていくのが**民主主義**の政治です。

このように、国の政治を最終的に決める権利（主権）が国民自身の手にあることを、**国民主権**といいます。そして、本当の民主政治が実現するためには、国民が主権者として自覚し、政治に関心を持って直接あるいは間接に政治に参加することが大切です。



「人民の、人民による、人民のための政治」

“government of the people, by the people, for the people”

アメリカ第16代大統領リンカーンは、1863年11月19日、南北戦争最大の激戦地ペンシルベニア州のゲティスバーグで、戦没者の霊をとむらう演説を行いました。これがその結びの一句ですが、民主政治においてだれが主権者かをよく表しています。



## 「地方自治」とはどういう意味でしょう。



私たちの住んでいる市（町村）や県（都道府）などの**地方公共団体**（地方自治体）は、住民自身が選んだ代表によって政治が進められています。

地方公共団体に住む人々が、それぞれの地域の実情にあわせて、自分たちの責任において政治を進めることを**地方自治**といいます。

政治を自分たちで行うという民主主義の精神はまず身近な地方自治の中でつちかわれるので、地方自治は「**民主主義の学校**」と呼ばれています。

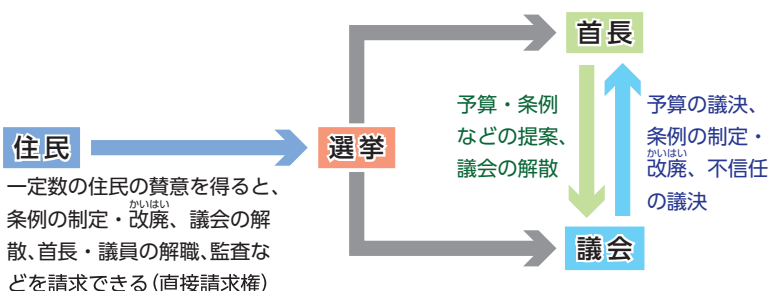


知っていますか？



### 地方自治の仕組み

地方自治は、<sup>しゅごう</sup>執行機関としての「**首長**」（知事や市町村長）と、議決機関としての「**議会**」から成り立っています。両者は仕事を分け合っていて、お互いにけん制する仕組みになっています。



## ◆ 参政権 ◆

国民による政治を実現するため、国民が政治に参加する権利を参政権といいます。そのうち特に重要なものが、**選挙権**（選挙で投票する権利）、**被選挙権**（選挙に立候補する権利）ですが、その他にも、憲法改正の際の**国民投票**や最高裁判所裁判官の**国民審査**のような国民投票の権利などがあります。国などに政治上の要望を請願する**請願権**も参政権のひとつです。

## ◆ 間接民主制 ◆

現在、多くの国では、国民が代表者を選挙で選び、代表者の集まりである議会で政治の方向を決める**間接民主制**（議会制民主主義）がとられています。

間接民主制では、私たちの意見を政治に反映させてくれる代表者を選ぶこと、すなわち選挙で投票することが最も基本的で最大の政治参加の機会です。

### 日本国憲法前文（ぬきがき）

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす**恵沢**を確保し、……ここに主権が国民に**存**することを宣言し、この憲法を確定する。」

※**恵沢**=めぐみ。なさけ。

## 直接民主制

国民全員が直接政治に参加し、国の政治を決める方法を直接民主制といいます。古代ギリシャのアテネのような都市国家での、市民による民会がその例です。

しかし、人口が増加した現在では、すべての事柄を全員が参加して決めるのは難しく、ほとんどの国では間接民主制を基本としています。

※日本では間接民主制を補うものとして、直接民主制の制度を採用しています。「参政権」の説明にもあった「憲法改正の際の国民投票」「最高裁判所裁判官の国民審査」や、地方自治における「直接請求」が、これに当たります。



## 選挙の原則

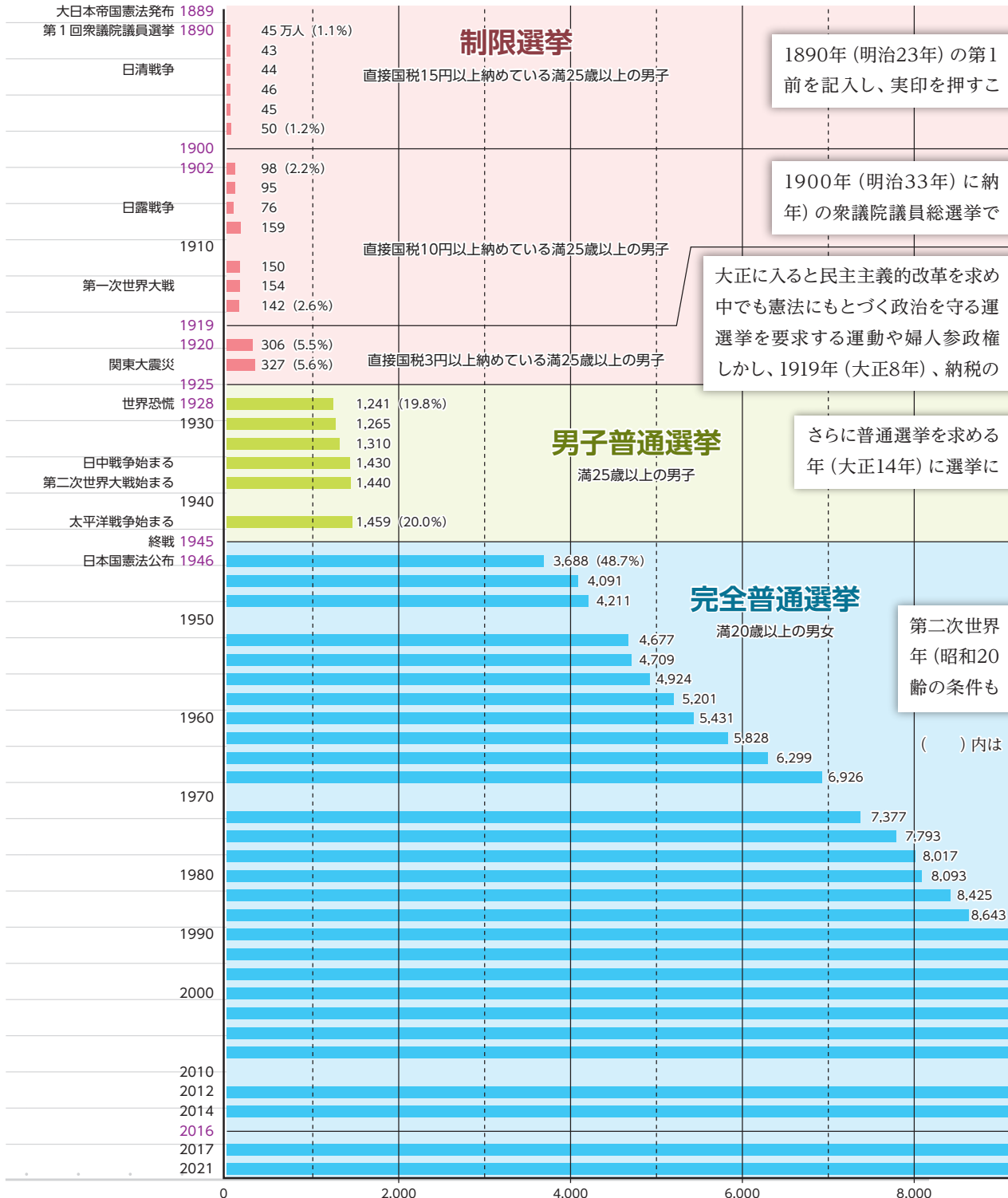
現在の選挙は、私たちの意思が正しく反映されるために、「選挙の四原則」と呼ばれる原則の下で行われています。どのような原則でしょう。

- ( )の原則 財産や性別に関係なく一定の年齢に達したすべての国民に選挙権を与えること。
- ( )の原則 平等に一人一票であること。
- ( )の原則 無記名投票で行われ、誰が誰に投票したか、秘密が守られること。
- ( )の原則 有権者が直接代表者を選ぶこと。

# 選挙権獲得の歴史

18歳になると国民は平等に選挙権を得ることができま  
しかし、これには、明治・大正以来の多くの人による

## ◆ 衆議院議員選挙における有権者の移り変わり ◆



1890年(明治23年)の第1  
前を記入し、実印を押すこ

1900年(明治33年)に納  
年の衆議院議員総選挙で

大正に入ると民主主義的改革を求め  
中でも憲法にもとづく政治を守る運  
選挙を要求する運動や婦人参政権  
しかし、1919年(大正8年)、納税の

さらに普通選挙を求める  
年(大正14年)に選挙に

第二次世界  
年(昭和20  
齢の条件も

( )内は

す。  
大変な努力がありました。

回衆議院議員総選挙は、投票用紙に住所・名  
とになっていました。

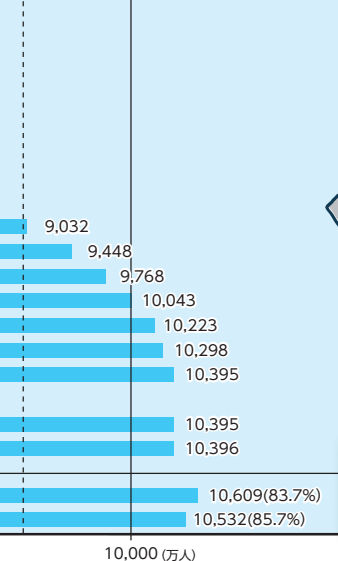
税の条件が引き下げられ、1902年(明治35  
は無記名投票が実施されました。

る風潮が高まりました(大正デモクラシー)。  
動(第一次護憲運動)が各地に広まり、普通  
を求める運動も本格化しました。  
条件を引き下げるにとどめられました。

運動(第二次護憲運動)が盛り上がり、1925  
における納税額の制限が撤廃されました。

大戦が終わり、民主化の第一歩として1945  
年)に男女平等の完全普通選挙が実現し、年  
20歳に引き下げられました。

全人口に対する有権者の割合



明治に入って、日本は近代国家へと歩み始めまし  
たが、政治を動かすことができたのは藩閥の一部  
の人でした。これに反対しておこった自由民権運  
動によって、1889年(明治22年)に大日本帝国  
憲法が公布され、1890年(明治23年)に帝国議  
会が開設されることになりました。

## 日本も世界の多くの国と同じように 選挙権年齢が「18歳以上」に

世界の196の国・地域のうち、9割近くが  
選挙権年齢を「18歳以上」としています。日  
本はこれまで選挙権年齢を「20歳以上」とし  
ていましたが、2015年(平成27年)6月、  
70年ぶりに選挙権年齢を改正し、「18歳以  
上」に引き下げました。

2016年(平成28年)6月19日以降に初めて  
公示される国政選挙から適用されました。

少子高齢化が進むなか、若い人の意見や考  
えが政治に届きやすくなることで、日本の政  
治の形が大きく変わっていくことが期待され  
ています。

※2022年(令和4年)4月1日より成年年齢も18歳に引き下  
げられました。

各国の選挙権年齢(抜粋)

21歳	オマーン、クウェート、シンガポールなど
20歳	カメルーン、台湾、ナウル、バーレーン
18歳	米国、英国、イタリア、オーストラリア、カナダ、 韓国、ドイツ、フランス、マレーシア、ロシア、 日本など
17歳	インドネシア、ギリシャ、東ティモールなど
16歳	アルゼンチン、オーストリア、キューバなど

※国立国会図書館調べ(令和2年)

2016年(平成28年)6月19日以降に初めて公示される国政選挙から選挙権年  
齢が「18歳以上」に引き下げられました。

# 選挙の種類（国政選挙）

選挙には、国の代表を選ぶ国政選挙と、都道

国民から選ばれた議員で構成される国会には衆議院と参議院があります。（二院制）

## ◆ 衆議院議員 ◆（定数及び選挙区数については令和5年3月現在のもの）

任期 4年（ただし解散することがあります）

定数 465人

小選挙区選出議員と比例代表選出議員からなります。

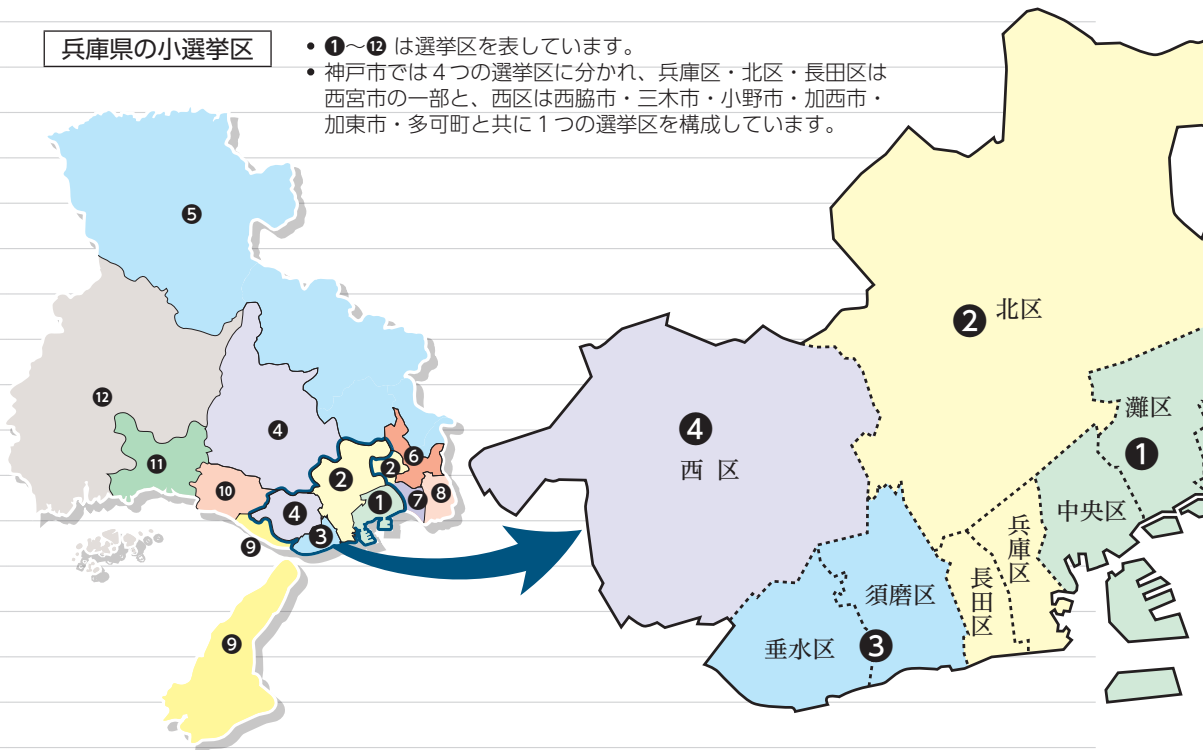
（小選挙区比例代表並立制）

### 小選挙区

- ・定数 289人
- ・全国を289の選挙区に分け、1つの選挙区から1人の議員を選びます。
- ・兵庫県では12の選挙区に分かれています。

### 兵庫県の小選挙区

- ・①～⑫は選挙区を表しています。
- ・神戸市では4つの選挙区に分かれ、兵庫区・北区・長田区は西宮市の一部と、西区は西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町と共に1つの選挙区を構成しています。



### 比例代表

- ・定数 176人
- ・全国を11の選挙区（ブロック）に分け、政党等に投票し、その得票数に応じて議席を配分します。
- ・政党等は、あらかじめ当選順位をつけた候補者名簿を届け出ます。
- ・近畿ブロックは、兵庫県の他、滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・和歌山県からなり、定数は28人です。



府県や市町村の代表を選ぶ地方選挙があります。

### ◆ 参議院議員 ◆

任期 6年（解散はありません）

定数 248人（3年ごとに半数を改選）

選挙区選出議員と比例代表選出議員からなります。

#### 選挙区

- ・定数 148人（兵庫県の定数6人）
- ・都道府県を単位とする選挙区及び合同選挙区都道府県で、候補者名を記入し、得票数の多い順に議員を選びます。

#### 比例代表

- ・定数 100人
- ・全国を一つの区域として、政党等が届け出た候補者名簿（当選順位をつけなくて届け出ます。）に記載された候補者または政党等に投票します。
- ・政党等の得票総数（候補者の得票数と政党等の得票数を合算したもの）に応じて議席を配分し、候補者ごとの得票数の多い順に当選人を決めます。

### ◆ 国政選挙の選挙権・被選挙権 ◆

	選挙権	被選挙権
衆議院議員	満18歳以上の日本国民	満25歳以上の日本国民
参議院議員		満30歳以上の日本国民



#### 小選挙区制と比例代表制

小選挙区制と比例代表制、それぞれどのような特徴があるでしょう。

小選挙区制 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

比例代表制 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

# 選挙の種類（地方選挙）

地方公共団体では、首長とその地方議会の議員が、住民によって選ばれます。

## ◆ 兵庫県 ◆

県知事 任期4年  
県議会議員 任期4年  
定数86人

## ◆ 神戸市 ◆

市長 任期4年  
市議会議員 任期4年  
定数65人

## ◆ 地方選挙の選挙権・被選挙権 ◆

	選挙権	被選挙権
兵庫県知事	満18歳以上の日本国民で兵庫県内の同一市町に引き続き3か月以上居住している人、及びその後県内で住所を移した人	満30歳以上の日本国民
兵庫県議会議員		左の選挙権のある人で満25歳以上の人
神戸市長	満18歳以上の日本国民で神戸市内に引き続き3か月以上居住している人	満25歳以上の日本国民
神戸市議会議員		左の選挙権のある人で満25歳以上の人



### 市会と市議会

明治21年に市制という法律ができ、翌年の明治22年に初めて議会が開かれた時、市の議会は「市会」と呼ばれていました。

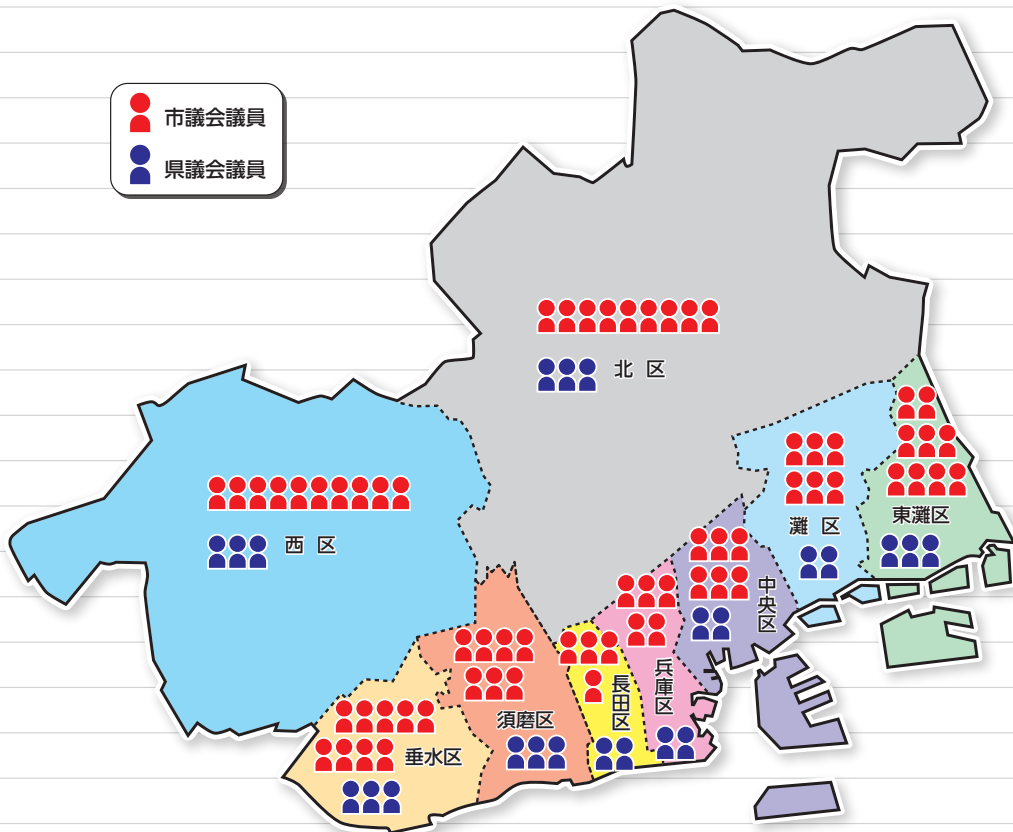
その後、昭和22年に地方自治法ができ、市の議会のことを「市議会」と呼ぶことになりました。

しかし、神戸・大阪・京都・名古屋・横浜の5つの市（五大都市）は、今までどおり「市会」という呼称を使用しました。そのため、現在も慣例的に「市会」や「市会議員」という言葉が使われています。

◆ 神戸市議会議員、兵庫県議会議員選挙の神戸市各区の定数 ◆

神戸市では、市議会議員、県議会議員とも区（行政区といいます）ごとに選挙区が分かれています。

	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計
市議会	9	6	6	5	9	4	7	9	10	65
県議会 (神戸市分)	3	2	2	2	3	2	3	3	3	23



# 投票のしかた

## ◆「投票のご案内」◆

投票日が近づくと「投票のご案内」(世帯ごとに封書)が届きます。

この「投票のご案内」を持って投票所に行きます。



## ◆投票◆



### 選挙人名簿

選挙権があり、その市町村に3か月以上住んでいる人は、自動的に名簿に登録されます。

### 選挙人名簿との対照

投票所の係員が選挙人名簿に登録されているか確認します。この名簿に登録されていれば、投票することができます。



### 投票用紙の交付

投票用紙を受け取ります。



### 記載所

候補者や政党等の名前を投票用紙に記入します。

## 点字投票・代理投票

目の不自由な人には、点字で投票することができる「点字投票」、目や手が不自由で字を書くことのできない人などには、投票所の係員がその選挙人に代わって候補者の氏名等を代筆する「代理投票」の制度があります。



明るい選挙イメージキャラクター  
「選挙のめいすい（明推）くん」

## ◆開票◆

読み取り分類機を使って  
仕分けていきます。



投票箱が開票所に集められ、  
開票が行われます。



## 投票

投票箱に投票用紙を入れます。

神戸市長選挙は令和3年より当日投票の  
投票方法が記号式投票に変わりました。  
※候補者氏名の上の欄に○をつけます。

○をつける欄	候補者氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
	兵庫花子	神戸太郎	関西おつろう	さんき幸子	
令和〇年執行 神戸市長選挙投票 神戸市選挙管理委員会印					

(注)記号式投票は神戸市長選挙の当日投票のみです

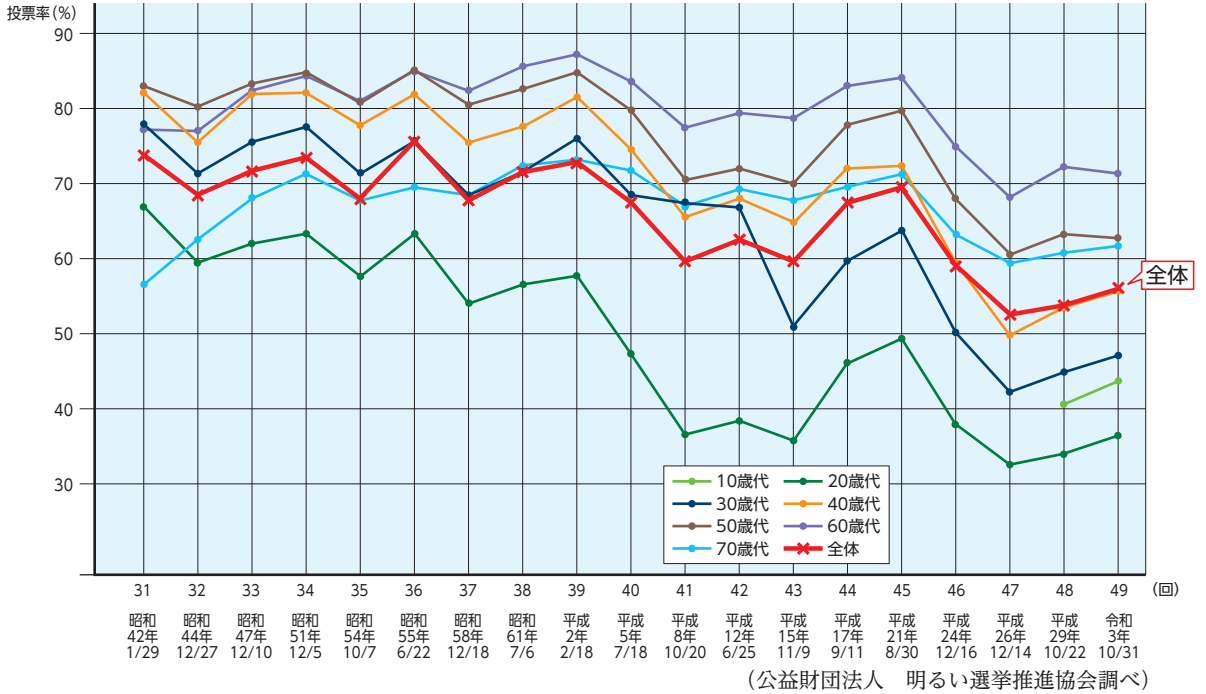


## 投票所

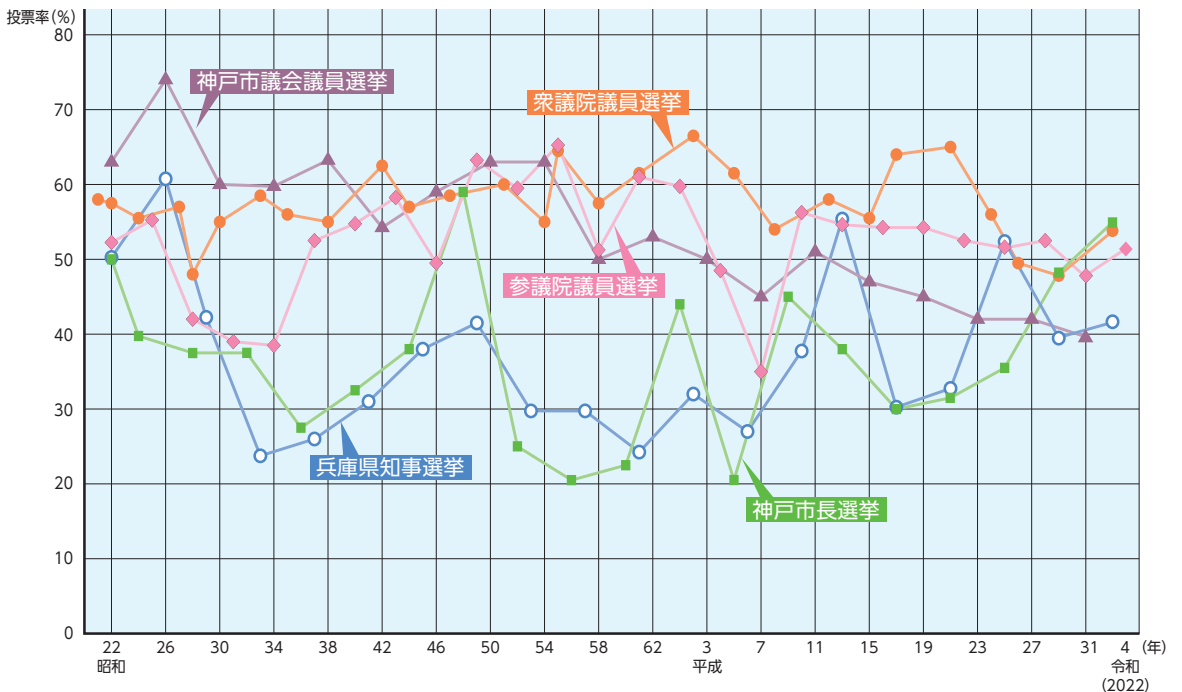
あなたの住んでいる  
ところの投票所は  
どこでしょう。

# 若い世代の投票率

## ◆ 衆議院議員選挙における年代別投票率の推移 ◆



## ◆ 神戸市での選挙別投票率の推移 ◆



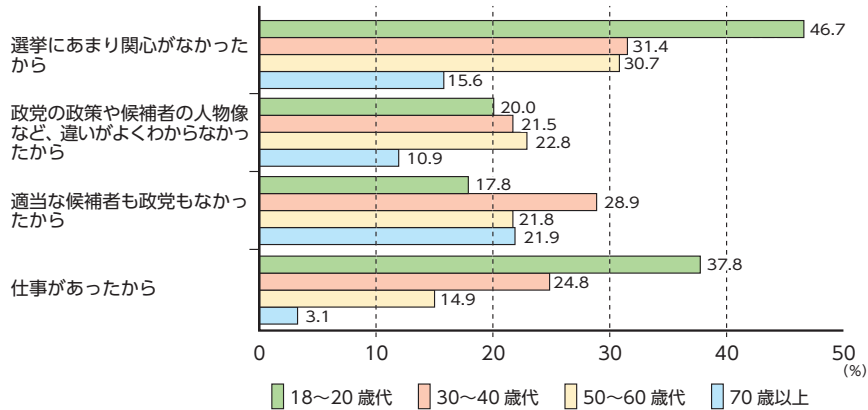


## ◆年代別の投票に行かなかった理由◆

令和3年10月に行われた衆議院議員総選挙の年齢別投票率は、18歳が50.36%、19歳が35.93%、18-19歳合計では43.21%でした。

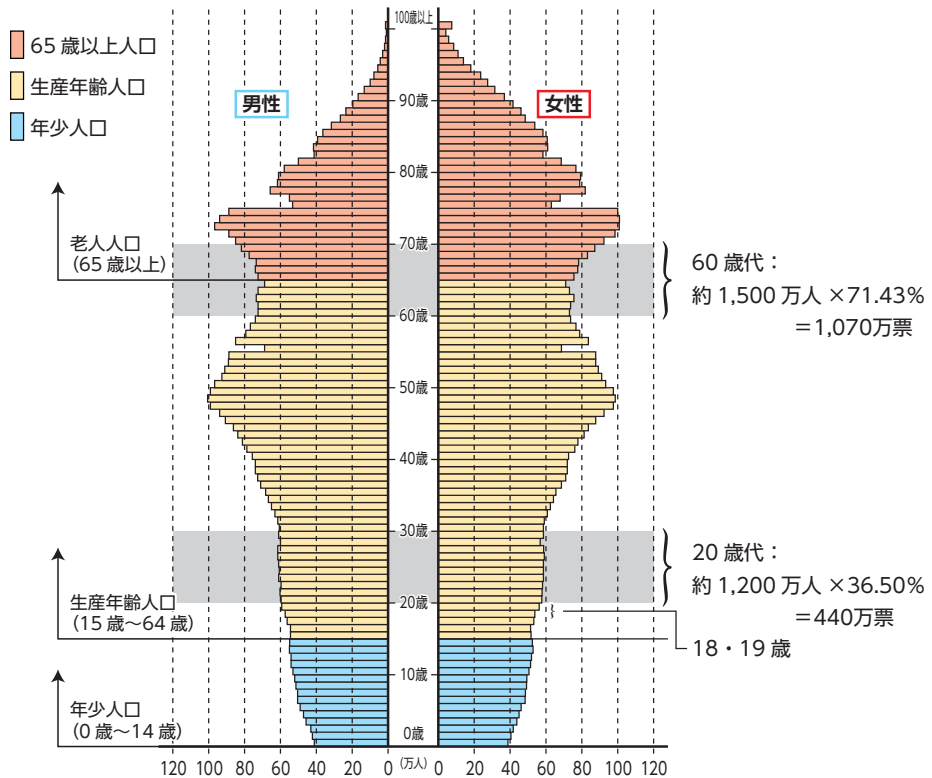
投票率が最も低かったのは20歳代前半で33.62%、最も高かったのは70歳代前半の73.27%でした。

意識調査の結果、投票に行かなかった主な理由が次のとおりです。



(公益財団法人 明るい選挙推進協会「第49回衆議院議員総選挙全国意識調査」より)

## ◆わが国の人口ピラミッド◆ (令和3年10月1日現在)



若い世代が投票に行くことの重要性についてグラフや人口ピラミッドから考えてみよう。

# 投票するために

## ◆ 期日前投票・不在者投票 ◆

投票日に投票所で投票するのが一般的な投票方法ですが、より多くの人が投票に参加できるよう、期日前投票と不在者投票制度があります。

次のような事情がある場合は、制度を利用して、投票できます。

**期日前投票** ・投票日に仕事やレジャーなどの予定がある人は、あらかじめ区役所などで投票することができます。

**不在者投票**

- ・旅行や出張などで、投票日の投票も期日前投票もできない人は、事前に手続きを行えば滞在先で投票することができます。
- ・病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、入院・入所している施設が「不在者投票施設」に指定されていれば、施設内で投票することができます。
- ・身体障害者手帳などを持っていて一定の障害のある人、また、介護保険で要介護5に認定されている人は、郵便等による投票ができます。
- ・新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしていて、一定の要件に該当する人は、特例の郵便等による投票ができます。

(令和5年3月1日現在)



## ◆ 候補者や政党の情報収集 ◆

よりよい候補者を選ぶために、候補者や政党について、情報を集めてみましょう。

**選挙公報** 投票日の2日前までに世帯ごとに届けられる印刷物。候補者の氏名や経歴、政見（政治を行う上での意見）などが掲載されています。

**街頭演説** 駅前や商店街などで、候補者が有権者に直接、政策（政治に関する方針など）を訴えます。

**政見放送** 候補者が、テレビやラジオを通じて、自分の意見や考えを訴えます。国政選挙と都道府県知事選挙で実施されます。

**公開討論会** 立候補予定者が集まり、自分の政策や意見などを有権者に説明したり、立候補予定者同士がお互いに議論する場。

**マニフェスト** 当選したら、どんなことをいつまでに実現させるかを、候補者や政党が有権者に向けて発表する選挙公約。パンフレットなどで配布されます。

**インターネット** 候補者や政党のホームページやブログなどで、政策の内容、これまでの実績などを知ることができます。

**ビラ** 候補者がビラを配布することにより、自分の意見や考えを訴えます。

## ◆ 寄附禁止 ◆

政治家が、選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されています。

また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

## ◆ 選挙運動 ◆

選挙運動とは、特定の選挙で特定の候補者の当選を目的として行う活動のことです。

インターネット等の普及に伴い、候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、インターネット等を利用した選挙運動ができるよう平成 25 年 4 月 26 日に法律が改正されました。

しかし、満 18 歳未満の者は、選挙運動をすることはできません。



インターネットでも  
現実の世界でも



# 満18歳未満は一切の 選挙運動ができません！

例えば、満18歳未満の者が特定の候補者を当選させるために以下のようなことをすると、法律違反で罰せられるおそれがありますので、注意してください。



友人・知人に直接投票や  
応援を依頼する



電話で投票や応援を  
依頼する



自分で選挙運動メッセージを  
掲示板・ブログなどに書き込む



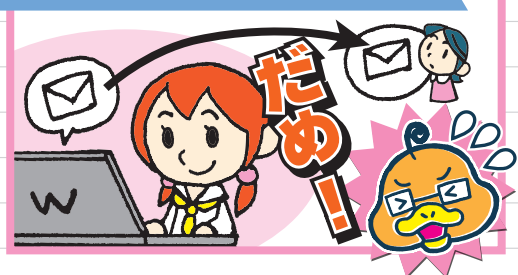
他人の選挙運動の様子を動画  
共有サイトなどに投稿する



他人の選挙運動メッセージを SNS  
などで広める(リツイート、シェアなど)



送られてきた選挙運動用電子メールを  
他人に転送(※一般有権者も禁止されています)



これらはあくまで例示であり、選挙運動に当たるかどうかは、個別具体的事実関係に即して判断されます。

# 神戸市の年表と歴代市長

1889 (明治22) 年	神戸市が誕生 (人口13万5千人)	第1代 鳴滝 幸泰 (明治22年5月21日～明治34年5月20日)
1900 (明治33) 年	水道を開設	
1901 (明治34) 年	湊川の付替工事が完成	第2代 坪野 平太郎 (明治34年5月27日～明治38年3月17日)
1903 (明治36) 年	諏訪山公園が開園	
1907 (明治40) 年	市章を制定	第3代 水上 浩躬 (明治38年9月27日～明治42年7月23日)
	神戸港第1期修築工事開始	
1910 (明治43) 年	市街地電車 (市電) が運転開始	第4代 鹿島 房次郎 (明治43年2月28日～大正9年3月12日)
1917 (大正 6) 年	市街地電車、電灯・電力事業が市営化	
1920 (大正 9) 年	人口が60万人を超える	第5代 桜井 鉄太郎 (大正9年10月18日～大正11年5月27日)
1924 (大正13) 年	神戸タワーが完成	
1925 (大正14) 年	摩耶ケーブルが開通	第6代 石橋 為之助 (大正11年12月22日～大正14年6月3日)
1931 (昭和 6) 年	区政施行 (灘、葺合、神戸、湊東、湊、湊西、林田、須磨)	
1932 (昭和 7) 年	六甲ケーブルが開通	第7代 黒瀬 弘志 (大正14年8月17日～昭和8年8月16日)
1933 (昭和 8) 年	第1回 みなとのまつりを開催	
1938 (昭和13) 年	阪神大水害	第8代 勝田 銀次郎 (昭和8年12月21日～昭和16年12月20日)
1939 (昭和14) 年	人口が100万人を超える	
1941 (昭和16) 年	太平洋戦争が始まる	
1945 (昭和20) 年	神戸大空襲	第9代 野田 文一郎 (昭和17年1月8日～昭和20年7月20日)
	戦争が終わる	
1946 (昭和21) 年	神戸外事専門学校 (現:神戸市外国語大学) 開校	第10代 中井 一夫 (昭和20年8月11日～昭和22年2月28日)
1948 (昭和23) 年	神戸市警察ができる (1955 (昭和30) 年廃止)	第11代 小寺 謙吉 (昭和22年4月7日～昭和24年9月27日)
1955 (昭和30) 年	摩耶ロープウェーが開通	第12代 原口 忠次郎 (昭和24年11月25日～昭和44年11月19日)
1956 (昭和31) 年	政令指定都市になる。人口が再び100万人を超える	
1963 (昭和38) 年	神戸ポートタワーが完成	
1970 (昭和45) 年	神戸大橋、ポートターミナルが完成	第13代 宮崎 辰雄 (昭和44年11月20日～平成元年11月19日)
1971 (昭和46) 年	第1回 神戸まつりを開催	
1977 (昭和52) 年	市営地下鉄 (名谷～新長田) が開通	
1981 (昭和56) 年	ポートライナーが開通。ポートピア' 81開催	
1985 (昭和60) 年	ユニバーシアード神戸大会、グリーンエキスポ' 86開催	
1990 (平成 2) 年	六甲ライナーが開通	第14代 笹山 幸俊 (平成元年11月20日～平成13年11月19日)
1993 (平成 5) 年	アーバンリゾートフェア神戸開催	
1995 (平成 7) 年	阪神・淡路大震災。神戸ルミナリエを初めて開催	
1998 (平成10) 年	明石海峡大橋が開通	第15代 矢田 立郎 (平成13年11月20日～平成25年11月19日)
2004 (平成16) 年	人口が150万人を超え、震災前の人口を超える	
2006 (平成18) 年	神戸空港が開港	
2011 (平成23) 年	第1回 神戸マラソンを開催	第16代 久元 喜造 (平成25年11月20日～現在)
2014 (平成26) 年	神戸フェリーターミナルが完成	
2017 (平成29) 年	神戸開港150年	
2020 (令和2) 年	新型コロナウイルス感染症の発生、拡大	







年	組	番
名前		

平成11年3月 初版      令和5年3月 改訂版

発行 神戸市選挙管理委員会  
編集 神戸市立中学校教育実践研修 社会科グループ  
神戸市選挙管理委員会



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。